

奥出雲町教育委員会障がい者活躍推進計画

令和3年1月20日策定

- 1 機関名 奥出雲町教育委員会
- 2 任命権者 奥出雲町教育委員会教育長
- 3 計画期間 令和2年度から令和6年度(令和7年3月31日)までの5年間

4 奥出雲町教育委員会における障がい者雇用に関する課題

令和2年11月30日現在の障がい者雇用率は1.05%であり、法定雇用率を未達成である状況から、早急な採用と計画的な配置が必要であります。

また、これら職員の定着のため、支援体制整備等も必要な状況です。

5 目標

(1) 採用に関する事項

- ・当該年6月1日時点において、法定雇用率を上回る人数を任用します。
*法定雇用率 2.5%
- ・(評価方法) 毎年の任免状況調査により把握し、進捗管理をします。

(2) 定着に関する事項

- ・任用された者が任期途中で離職しないよう、様々な支援を講じます。
- ・(評価方法) 該当者の年度末在籍状況にて状況管理します。

6 取組内容

(1) 体制整備

- ・障がい者雇用推進者として、教育魅力課長を選任します。
- ・障がい者職業生活相談員として教育魅力課長補佐を選任し、町長部局の障がい者担当課と連携して対応します。
- ・町長部局と連携し、当該職員の相談窓口の設置をします。

(2) 活躍の基本となる職務の選出・創出・人事管理

- ・採用及び募集にあたっては、以下の取扱を行わないこととします。
 - ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - ②自力で通勤できることといった条件を付すること。
 - ③介助者なしで業務遂行が可能と行った条件を付すること。
 - ④「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」と行った条件を付すること。
 - ⑤特定の就労支援機関からのみの受け入れに限定すること。
- ・障がい等の特性を踏まえつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努めます。

7 その他

関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるような配慮に努めます。